

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦 〒107-0051
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年10月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	5名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

1【発行者に関する事項】

発行者の名称	太平洋セメント株式会社
証券コード	5233
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京、福岡

2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

2【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド (JF Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

3【提出者(大量保有者) / 3】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	JPモルガン証券株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

4【提出者(大量保有者) / 4】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (JP. Morgan Securities plc)
住所又は本店所在地	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

5【提出者(大量保有者) / 5】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.)

住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年10月31日(提出日:平成26年11月7日、変更報告書No.2)
訂正内容	平成26年11月7日に提出をいたしました変更報告書No.2(報告義務発生日:平成26年10月31日)について、以下の訂正がありましたので訂正報告書を提出致します。 1[提出者(大量保有者)/1] (4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]:借入の相手方を変更する。

1[提出者(大量保有者)/1]

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

訂正箇所は「」で表示しました。

(訂正前)

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入 Goldman Sachs INTL から724,000株、当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。
消費貸借契約 Goldman Sachs 67,000株借入。

(訂正後)

(4)[当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

投資一任契約の顧客による消費貸借契約に基づく借入、Deutsche から724,000株、当社が運用裁量権を有する口座に当該株券等が入庫されたもの。
消費貸借契約 Goldman Sachs 67,000株借入。